

## 6. 自動車取得税の見直し

- 自動車の購入にあたっては、消費税と自動車取得税の二重課税となっている。道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失していることから、産業界・ユーザーの納得が得られていない。
- 税制が国内販売台数に与える影響は大きく、消費税率が引き上げられれば、国内市場の縮小は必至。
- 平成24年度税制改正大綱を踏まえ、「廃止、抜本的な見直し」を求めた民主党重点要望等に沿って対応を検討すべき。

<平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)(抄)>

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

### 自動車の購入時に課される消費税・取得税

〔車両価格180万円の  
自家用乗用車の場合〕

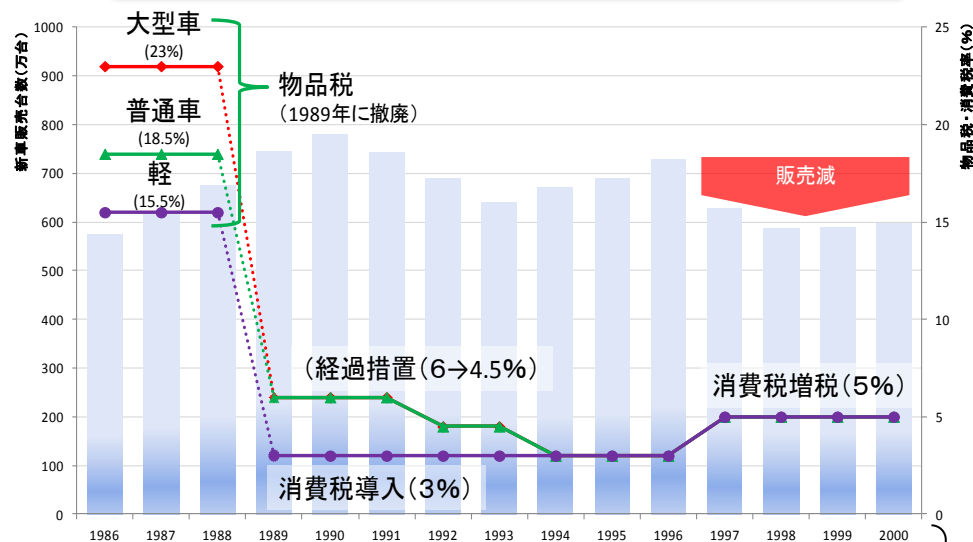


**自動車取得税(5%)**  
: **81,000円**

【参考】取得税の税率  
<軽自動車・営業用>  
取得価額(×0.9)の3%  
<その他>  
取得価額(×0.9)の5%

**消費税(5%)**  
: **90,000円**

### 税制が自動車市場に与える影響



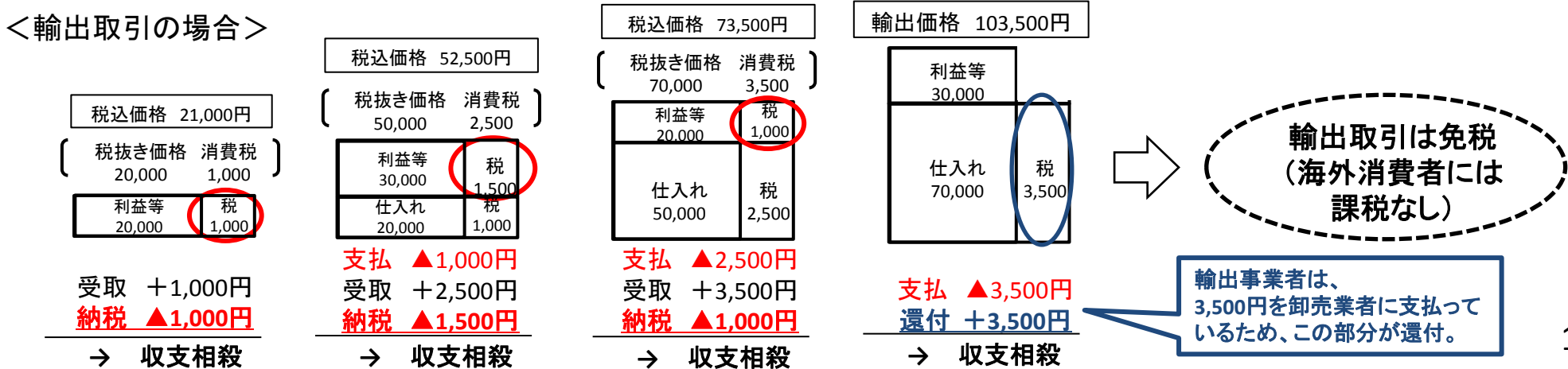
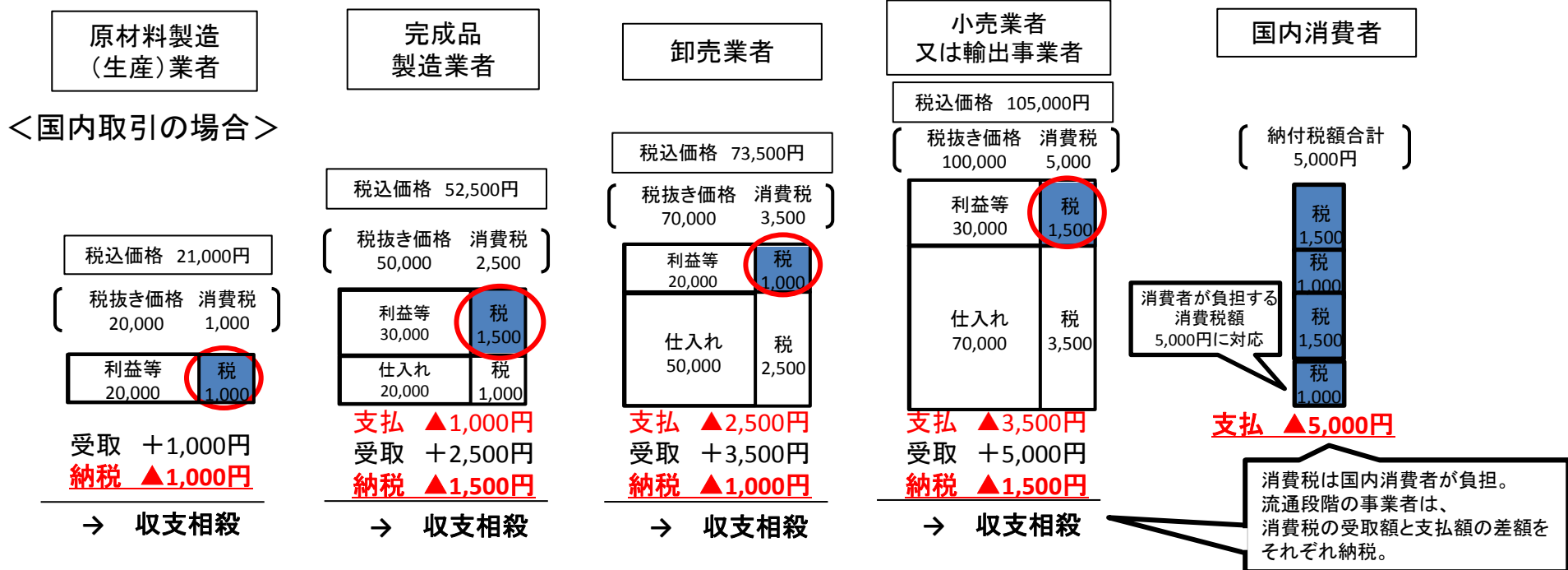
(参考:自動車関係団体の税制改正要望(抄))

<日本自動車工業会、日本自動車販売連合会、自動車総連 等>

○ 自動車取得税は、道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しており、また、消費税との二重課税であることから、直ちに廃止されるべき。

# 7. 輸出免税・還付制度の維持

- 消費税は、国内で消費される物品やサービスについて、国内の消費者に負担を求めるとい、消費地課税主義が国際的な原則であり、輸出取引は免税とすることが国際標準。
- このため、輸出免税・還付制度は当然、維持されるべき。



## 8. 印紙税の見直しの検討

- 印紙税は経済取引に伴って作成される契約書、領収書等に対して課税する制度。
  - 同じ経済行為であっても「有体物としての文書」の有無によって、課税の有無が分かれるという不合理な状況にあるため、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す必要がある。
- ※ 文書課税である印紙税において、電磁的記録により作成されたものに対しては課税されない。

### 【印紙税の概要】

項目	概要
課税対象	印紙税法別表第一に掲げる文書 (具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、受取書、預貯金通帳等を課税文書として掲名)
納税義務者	課税文書の作成者
税率	課税文書ごとに法定(階級定額税率と定額税率のものがある。)
納付方法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。

### 【手形・領収書に対する印紙税の非課税枠】

売上代金に係る金銭又は 有価証券の受取書	: 3万円未満
約束手形又は為替手形	: 10万円未満

### 【手形・領収書に対する印紙税の税額】

100万円以下	: 200円
100万円超～200万円以下	: 400円
200万円超～300万円以下	: 600円
300万円超～500万円以下	: 1千円
500万円超～1千万円以下	: 2千円
1千万円超～2千万円以下	: 4千円
2千万円超～3千万円以下	: 6千円
3千万円超～5千万円以下	: 1万円
5千万円超～1億円以下	: 2万円
1億円超～2億円以下	: 4万円
2億円超～3億円以下	: 6万円
3億円超～5億円以下	: 10万円
5億円超～10億円以下	: 15万円
10億円超	: 20万円

## Ⅱ．法人課税・地方税制(地方法人課税)関連

# 1. 法人実効税率の主要国並みの水準への引下げと、平成23年度税制改正法案における国税4.5%（法人実効税率5%）引下げ

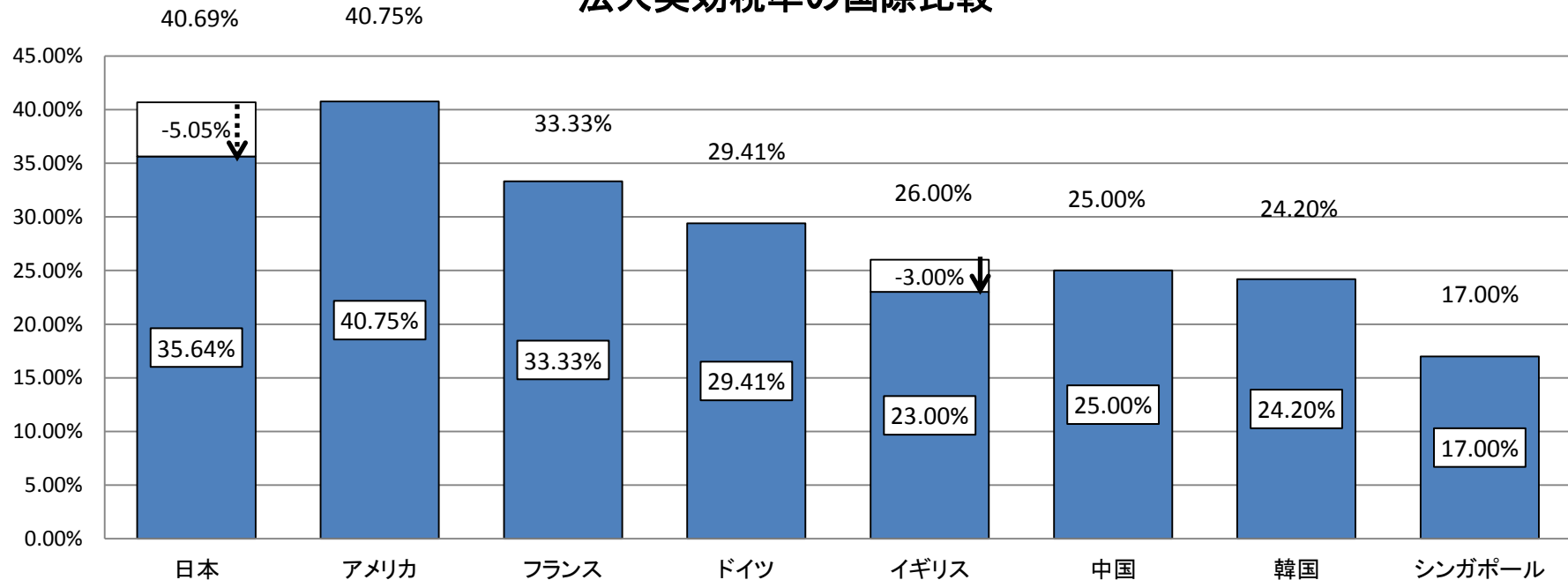
- 我が国の国税・地方税含めた法人実効税率は、諸外国と比して、非常に高い水準。法人実効税率は、主要国並みの水準へ引き下げる方向で見直すことが必要。
- 平成23年度税制改正法案には、国税4.5%引下げ（法人実効税率5%引下げ）を盛り込み、復興財源確保法と合わせて、先般、成立したところ。

（参考）「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）（抄）

## 7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。

### 法人実効税率の国際比較



※日本は東京都を想定し、平成23年度税制改正に基づき、国税の法人税率を4.5%引き下げ、実効税率で35.64%のケース。

アメリカはカリフォルニア州を想定。

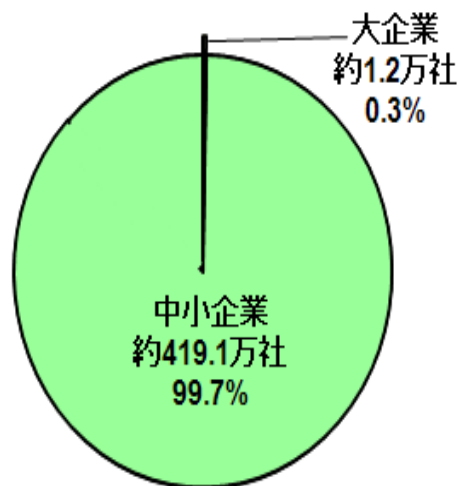
イギリスは毎年1%ずつ引き下げ、2014年に23%となる見込み。

（出所）各種資料より経済産業省作成

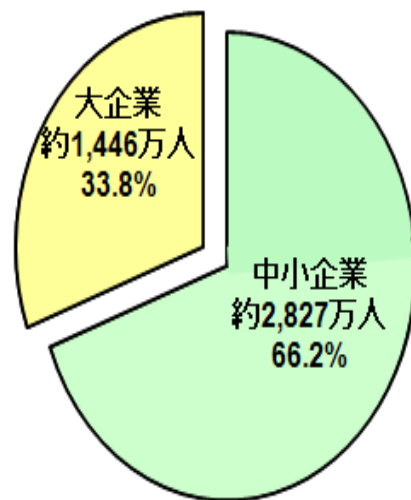
## 2. 中小軽減税率の引下げ

- 中小企業は我が国企業数の99.7%（約420万社）、従業者数の約7割弱（約2,827万人）を占めており、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている。
- 中小企業（資本金1億円以下）の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される中小軽減税率は、平成24年4月より、3年間の措置として18%から15%に引下げ。
- 厳しい経済状況の中、中小企業対策に万全を期すため、中小法人の軽減税率の引下げを、引き続き、図ることが必要。

企業数(2009年、420.3万社)



従業者数(2009年、4,273万人)



総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

軽減税率の推移

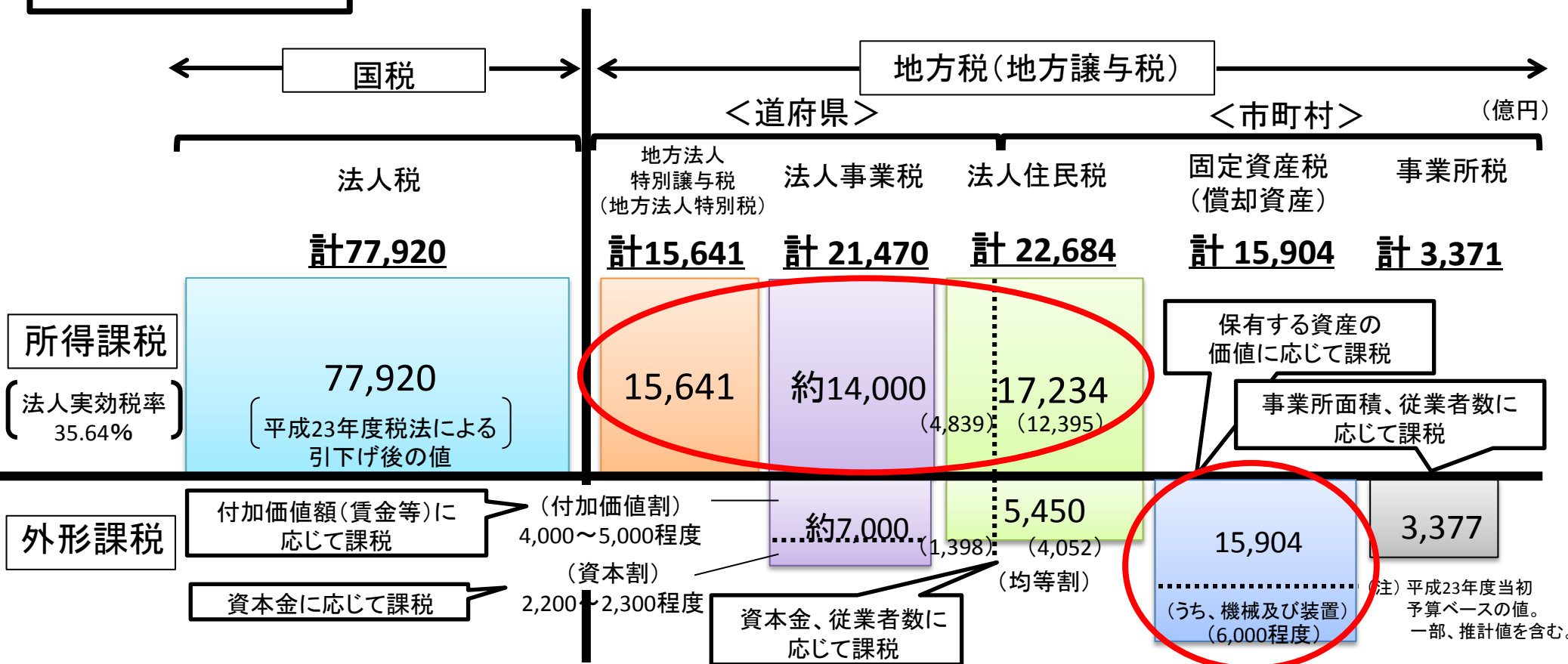
適用事業年度	法人税率	中小軽減税率
平成2年4月～	37.5%	28%
平成10年4月～	34.5%	25%
平成11年4月～	30%	22%
平成21年4月～	30%	18%
平成24年4月～	25.5%	15%

### 3. 法人課税の全体像

法人課税については、以下の3点が特に重要な論点。

- ① 法人実効税率を、成長戦略に従い、引き続き、主要国並みの水準へ引き下げる
- ② 地方法人所得課税は、国際的に比較して依存度が高く、偏在性も大きいため、見直すべき。
- ③ 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀であり、投資抑制効果もあるため、見直すべき。

#### 法人課税の全体像

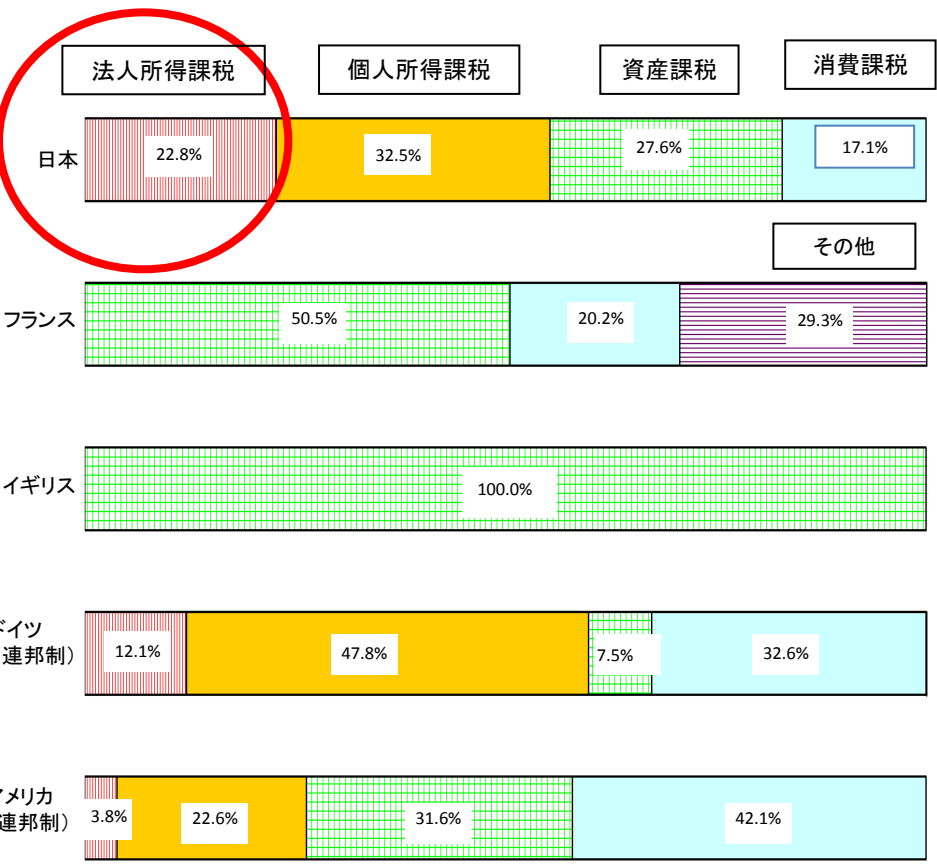




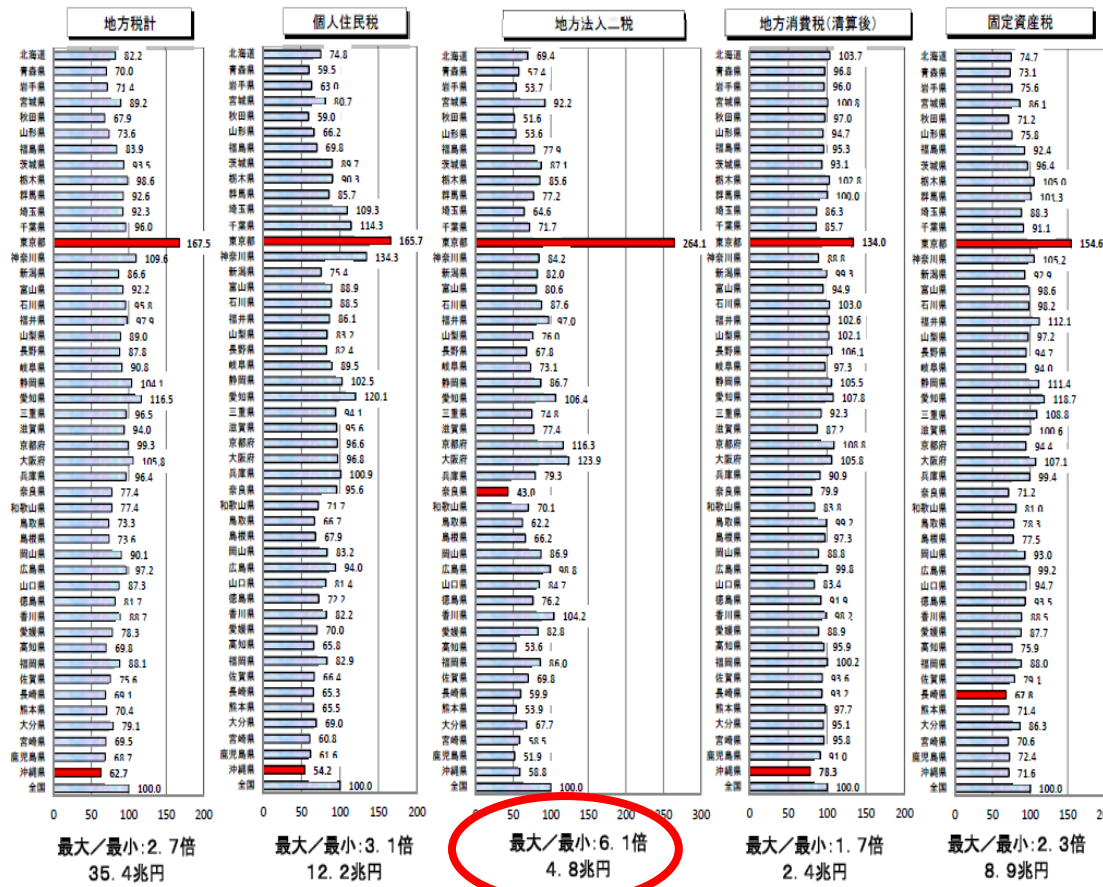
# 4. 地方法人所得課税 国際比較と偏在性

- 諸外国と比べて、我が国は地方税収に占める法人所得課税の割合が高い。企業の活動範囲はグローバル化・広域化。企業が地域の枠を超えて活動する中、法人所得課税を地方財源とすることの意義は薄れてきており、引き下げるべき。
- 法人所得課税は特に偏在性が大きく、地方財源としては不適切。

地方税収に占める各税の内訳



人口一人当たりの税収額の指数 (平成21年度決算)



(出所) OECD Revenue Statistics 1965-2010 及び、総務省資料より

※「最大/最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。  
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別課税税額を含む、超過課税、法定外普通課税及び法定外目的税を除いたものである。また、地方消費税清算後の数値である。  
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税を除く。  
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税を除く。  
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含む、超過課税を除く。  
 (注5) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。  
 (出典) 財務省資料



# (参考) 地方法人特別税について

○ 地方法人特別税は、偏在性是正のため、税制抜本改革までの暫定的な措置として、法人事業税を一部分離して創設されたもの。

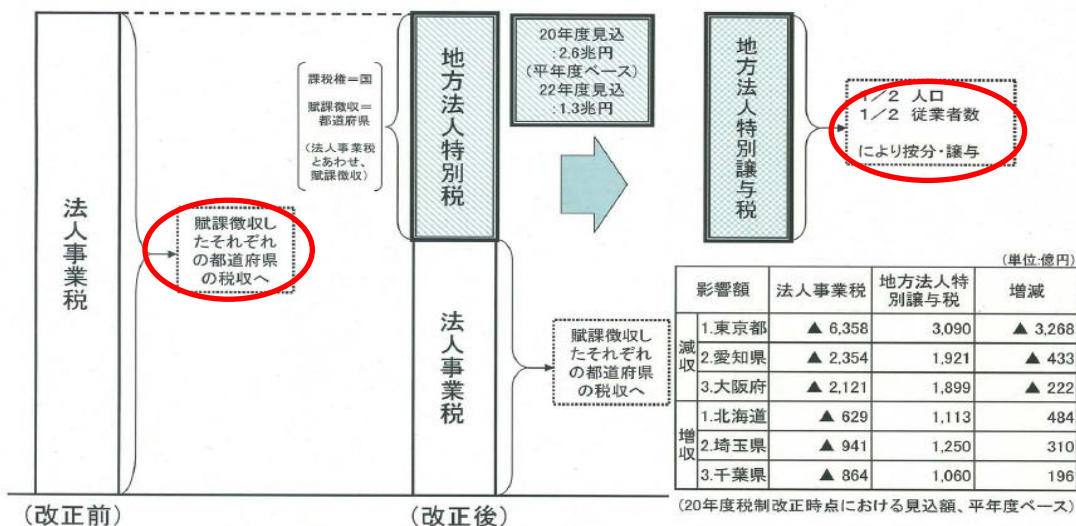
(参考) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年四月三十日法律第二十五号)(抄)

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別税の概要(20年度税制改正において創設)



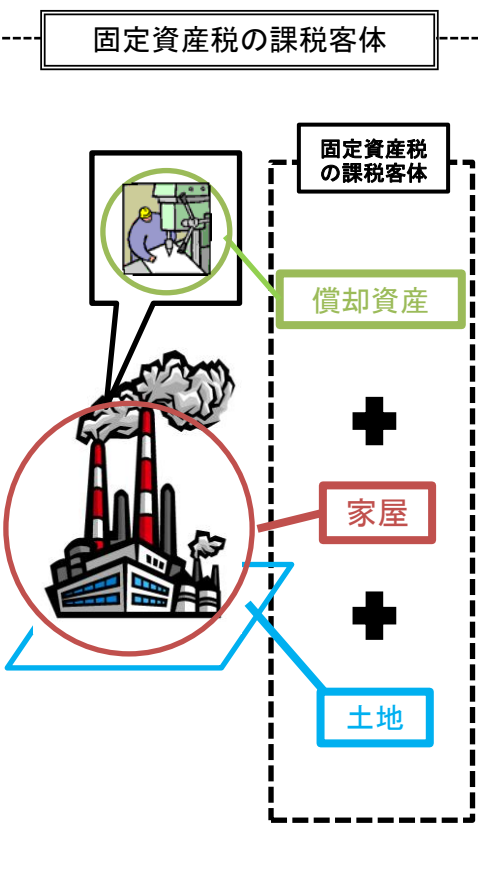
(出典) 総務省資料

# 5. 償却資産に対する固定資産税 ① 偏在性

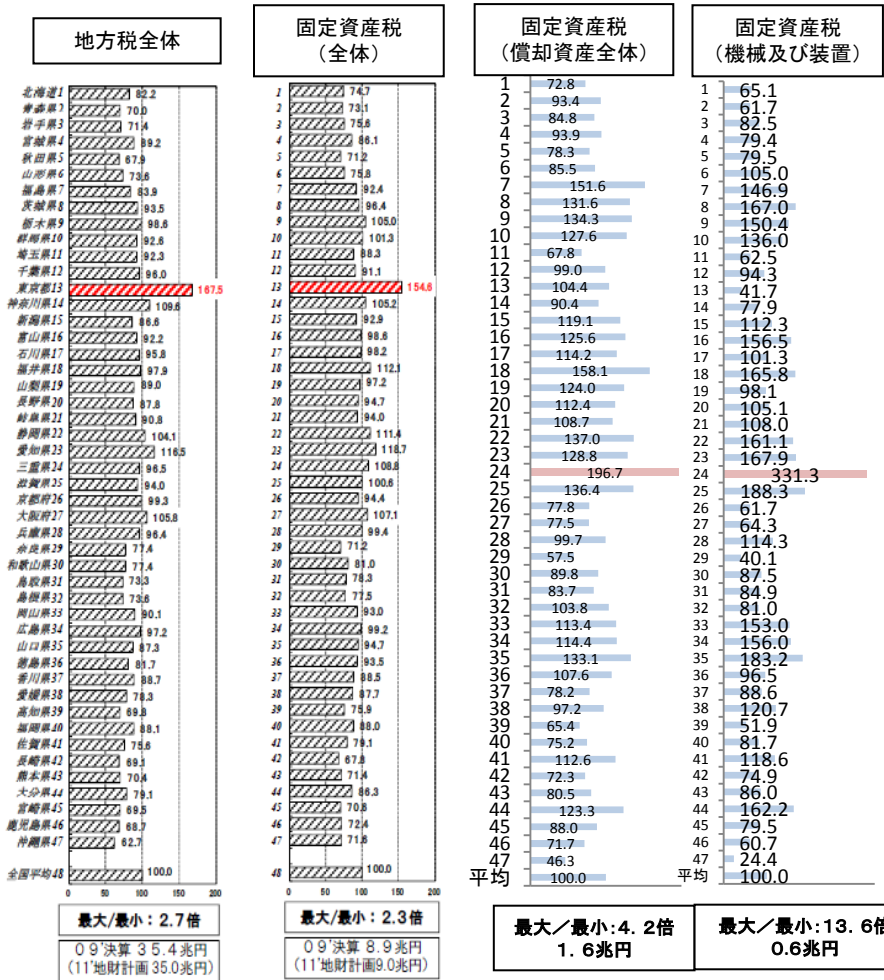
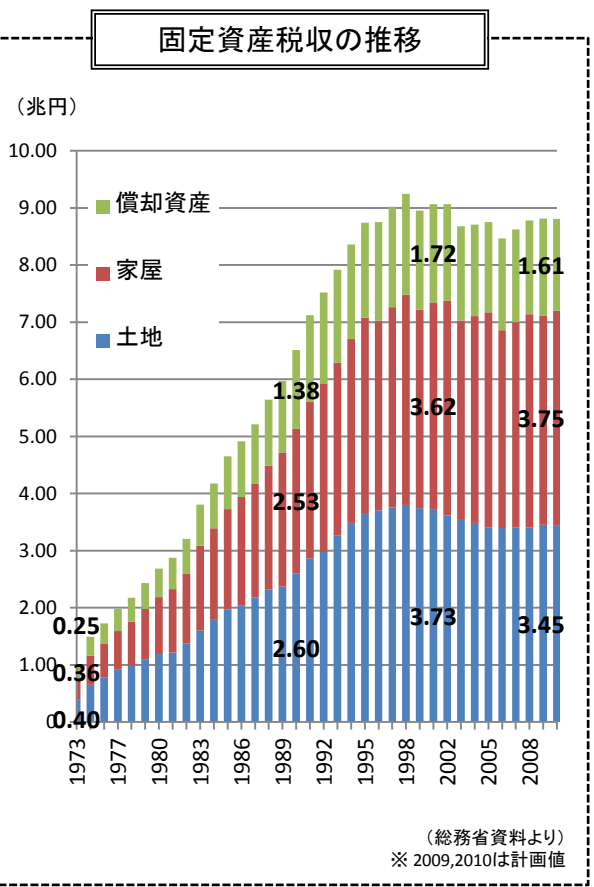
○ 固定資産税は、地方税の中では偏在性が小さいとされているが、**償却資産に対する固定資産税**、中でも、**工場等の設備投資(機械及び装置)に対する固定資産税は偏在性が非常に大きい。**

地方税(2009年度決算)の一人当たり  
 税収額の指数(全国平均を100とした場合)

固定資産税の課税客体



固定資産税収の推移



# 5. 償却資産に対する固定資産税 ② 国際比較と投資抑制効果

- 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な税であり、投資を行うと税負担が生じるため、国内投資の収益性を低下させ、国内投資の抑制効果がある。
- 空洞化防止の観点から、これまで課税してきたわずかな国々でも見直しの動きがある。

＜各国の固定資産税の課税状況＞

国名	土地	家屋	償却資産 (機械・装置等)
イギリス	○ (事業用レイト、カウンシル税)		×
フランス	○ (既建築不動産税、未建築不動産税)	○ (既建築不動産税、住居税)	×
ドイツ	○ (財産税、不動産税)		×
イタリア	○ (地方不動産税)		×
アメリカ	○ (すべての州で課税)		△ (一部州) (注1) <b>(2009年に免税化(オハイオ州))</b>
カナダ	○ (財産税)		△ (一部州) (注2)
韓国	○ (財産税)		×
中国	○ (土地使用税)	○ (財産税)	×
日本	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)

(注1) 工場等の事業用資産への課税状況

課税あり・・・38州  
 課税なし・・・12州 (うち4州は電力・ガス等公益企業の資産のみ課税)  
 ※ 税率は、各州・自治体によって異なる  
 (例: カリフォルニア州1.25%)

(注2) 工場等の事業用償却資産への課税状況

課税あり・・・3州  
 課税なし・・・7州 (うち6州は、取外し不能な機械設備等は家屋として課税)

償却資産税は日本国内の設備投資の収益性を低下させる

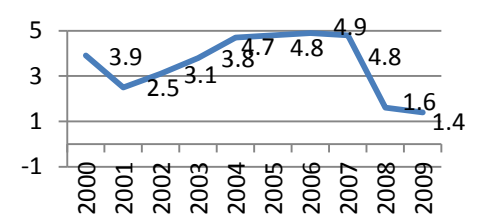
＜A工場の例＞

1000億円の新工場を設立したところ、「機械及び装置」の固定資産税負担は約11億円程度増加。これにより、**資産当たり利益率が約1%低下**。



我が国の製造業全体のROA(総資本営業利益率)が近年1.4%程度にとどまる中、**投資について資産当たりの利益率が1%低下する影響は大きい**。

＜総資本営業利益率(ROA)の推移＞



出所: 法人企業統計

フランスの  
職業税廃止の経緯



オハイオ州の  
償却資産税改革の経緯



時期	概要
2007年1月	新規投資分の職業税減免措置実施 (初年度100%、2年目66%、3年目33%)
2008年12月	2009年末までの新規投資について職業税免税を認める法案成立
2009年2月	サルコジ大統領職業税廃止を表明 (同年12月法案成立) 「このシステム(職業税)はヨーロッパでは他に類のないものであり、企業に(フランス国外への)工場移転を促し、産業部門の雇用を破壊するものだ。」
2010年1月	職業税廃止

時期	概要(機械装置分抜粋)
2005年以前	一律25%の課税 「周辺地域よりも高い税率によりオハイオの魅力は損なわれている。」
2006年	新規投資分を非課税、既存設備への税率を18.75%に引下げ
2007年、2008年	既存設備への税率を段階的引下げ
2009年	既存分含む全ての機械装置が非課税

## Ⅲ. 資産課税関連

# Ⅲ. 事業承継税制の見直し

- 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持のため、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)の活用を促進することが必要。
- 事業承継税制の活用拡大を通じて中小企業全体の雇用の確保を図るためには、**雇用8割維持要件の未達成による全額一括納付リスクを軽減**するなど、見直しが必要。

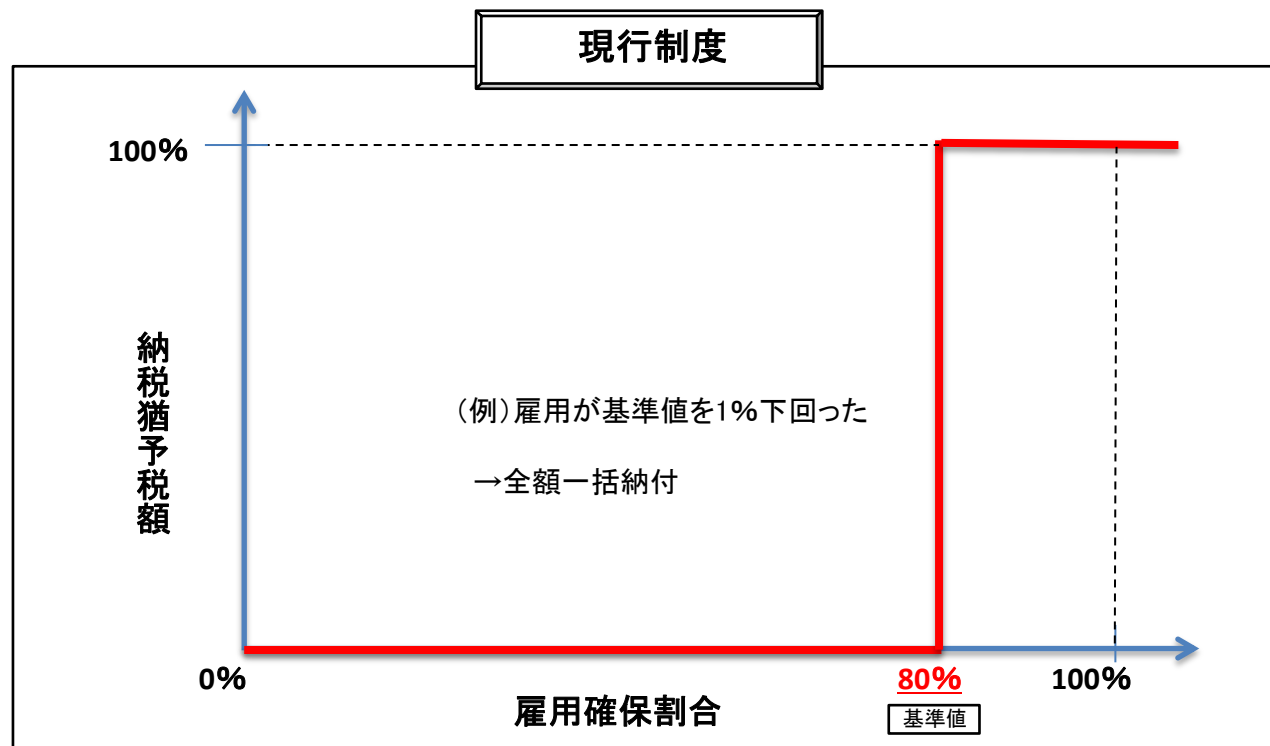
## 【相続税・贈与税の申告期限から5年間の事業継続要件】

- ①後継者が代表者を継続
- ②雇用の8割以上を維持
- ③対象株式の継続保有
- ④上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

要件を少しでも満たせないと...



全額一括納付



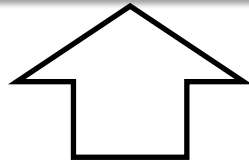
## IV. 自動車関係諸税関連



## IV. 車体課税の抜本的見直し

### 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)抜粋

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。



### 民主党「平成24年度税制改正における重点要望等について(平成23年11月28日)」抜粋

#### ○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勘案すれば、早急に実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税となっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしっかりとした配慮を行うとともに、これまで手当されてきた環境関連施策にも留意すべきである。

## V. 税制グリーン化関連

## V. 地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)

- 次世代車の普及を含む省エネルギー対策の強化、再生可能エネルギーの導入拡大等の施策は、我が国の再生・成長のためにも喫緊の課題。
- このため、民主党税調の要望も踏まえ、平成23年度税制改正で決めた「地球温暖化対策のための税」については、平成24年度からの導入を図るべき。
- なお、税収は「エネルギー起源のCO2排出抑制対策」に確実に充当することが、厳しい経済環境にもかかわらずご負担をいただき、納税事業者の理解の大前提。

### 【税収の主な使途】

#### 1. 省エネルギーの抜本強化・導入支援

- ①電気自動車などの次世代自動車普及
- ②住宅・建築物の省エネ設備
- ③省エネ設備の導入  
(エネルギー集約業種や中小企業に重点化)
- ④家庭等向け次世代LED照明の開発
- ⑤低炭素産業向け立地補助金 等



#### 2. 再生可能エネルギーの導入加速化

- ①地熱、小水力、バイオマス等の開発
- ②洋上風力発電、潮力等の技術開発・実証
- ③住宅用の次世代太陽光発電の開発
- ④再生可能エネルギー熱設備 等



#### 3. 分散型エネルギーの活用

- ①スマートコミュニティの実証・導入
- ②家庭用燃料電池(エネファーム)の導入
- ③ガスコジェネ設備の導入
- ④水素エネルギー供給設備実証・導入 等



#### 4. 革新的技術の開発・普及促進

- ①次世代の蓄電池技術の開発
- ②高効率火力発電技術(IGCC等)
- ③CCS(CO2回収・貯留技術)技術 等

